

公園や緑地・緑道などでの撮影について

ドラマやCMなどの営利目的で、公園や緑地・緑道の一部を使用して撮影する場合には、みどり公園課への申請が必要です。

(ご家族での記念写真の撮影など非営利目的の場合は、公園の自由利用の範囲内のため、申請は不要です。)

提出書類

1. 都市公園内行為許可申請書
 - ・浦安市のホームページからダウンロードできます。
 - ・手書き・PC入力どちらも可能です。
2. 公園全体図
 - ・地図等を作成していただき、撮影で使用する場所に印をつけてください。
3. 企画書
 - ・撮影の内容がわかるもの。
4. 許可書返信用封筒（角2）1枚（郵便での受取を希望する場合）
 - ・返信用封筒に切手を貼付し、返送先を記入してください。



撮影料金

- 写真撮影：写真機1台につき1日あたり**280円**
- 動画撮影：2時間あたり**2,860円**
(2時間区切りのため、1時間の撮影でも2,860円)



注意事項

1. 撮影可能時間は**平日の午前9時から午後5時まで**となります。**土曜日・日曜日・祝日の撮影はできません。**ただし、総合公園（明海7-2）と高洲海浜公園（高洲9-18）の2か所の公園については、この限りではありません。
2. 申請書は、撮影予定日の**7営業日前**までに、みどり公園課に**郵送または持参**してください。なお、許可条件を満たしていない申請については、返却または内容の修正を求められることがあります。
3. 公園や緑地・緑道**全体を使用することはできません。**
4. 市内の河川海岸は、すべて千葉県管理となっております。
河川海岸の撮影・使用などの詳細については千葉県までお問い合わせください。
千葉県葛南土木事務所 管理課 電話：047-433-2423

送付先

〒279-8501

浦安市猫実1-1-1 浦安市役所みどり公園課

(お問い合わせ) 電話：047-712-6513

